

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月28日
照会部署名 呉年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (課長) 岡本 弘一郎
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

[業務実施部署の長の確認] 道町

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—44	本部受付番号 No. 2011—51
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休にかかる定時決定時の従前報酬の考え方について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健保法第41条、43条、厚年法第21条、23条

(内容)

9月1日の時点で一時帰休の状況が解消しており4, 5, 6月全て一時帰休による休業手当が支払われた場合の定時決定の取扱いは、

①一時帰休による標準報酬の決定又は改定が行われる前の報酬により、定時決定を行うこととなる

【本部受付番号 No. 2010—900の回答より】

と示されているところですが、一方でつぎの取扱いも示されています。

②固定的賃金の変動等が生じ、当該変動後に支払われる一時帰休の影響を受け

ていない初めての支払い月を起算月として隨時改定に該当した場合、たとえ対象月の2月間のいずれか、又は双方に一時帰休に伴う休業手当が含まれていたとしても、昭和36年通知に基づく随时改定としての取扱いにより、一時帰休の影響を受けていない従前報酬として有効である

【本部受付番号No.2010-894の回答より】

①の取扱いは、従前の報酬【定時決定の対象に含めた月全てが一時帰休の影響を受けていない内容で決定した報酬】をもって定時決定すると解して取り扱っています。しかし②の取扱いでは、一時帰休の影響を受けている内容で定時決定をしています。

一時帰休の影響を受けているか否かに着目した場合、それぞれの取扱いに矛盾が生じているものと思料します。

《疑義ア》

①の場合、「一時帰休による標準報酬の決定又は改定が行われる前の報酬」とは、定時決定の対象に含めた月全てが一時帰休の影響を受けていない内容で決定した報酬と解して良いかご教示ください。

《疑義イ》

また、定時決定においても②のように、一部の期間が一時帰休に伴う休業手当が含まれる内容で決定した前年以前の定時決定を、一時帰休の影響を受けていない従前報酬として決定してよろしいのかどうか、ご教示ください。

(ブロック本部回答)

《疑義ア》について

明確に示された通知・疑義照会等を確認できなかつたため、本部へ疑義照会することとしたい。

《疑義イ》について

一時帰休とは関係のない固定的賃金の変動のあった月を起算月として翌月又は翌々月に一時帰休に伴う休業手当が支払われた場合は、通常の随时改定と取り扱うことが整理されている。

【厚年指 2010-410 より】

当該随时改定があくまでも一時帰休とは関係ない固定的賃金の変動を契機としてなされていることから、一時帰休の影響を受けていない従前の報酬として有効と解するのが妥当であり、②の取扱いは当該随时改定に限定されたものと考える。したがって、《疑義イ》のような取扱いは出来ないと思料するが、《疑義ア》とあわせて本部に疑義照会することとしたい。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年 1月27日
回答部署名 中国ブロック本部徴収支援部厚生年金適用グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）細美 辰雄
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

三戸

(本部回答)

「標準報酬の定時決定の対象月に一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合においては、その休業手当等をもって報酬月額を算定し、標準報酬を決定」し「一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることとなった場合は、これを固定的賃金の変動とみなし、隨時改定の対象とする」ことになっている。(昭和50年3月29日保険発第25号)「一時帰休による標準報酬の決定又は改定が行われる前の報酬」とは、これにより決定又は改定された報酬を除く直近の報酬となるが、「(一時帰休とは関係のない) 固定的賃金の変動があった月を起算月として翌月又は翌々月に一時帰休に伴う休業手当が支払われた場合は・・通常の随时改定」(平成22年12月15日厚年指2010-410)となるため「一時帰休による標準報酬の決定又は改定が行われる」報酬とはならない。したがって9月1日の時点で一時帰休の状況が解消していて4、5、6月全て一時帰休による休業手当が支払われた場合の定時決定に際して、その直前に、一時帰休とは関係のない固定的賃金の変動があった月を起算月として随时改定が行われているならば、起算月の翌月又は翌々月に一時帰休に伴う休業手当が支払われたとしても、この随时改定による標準報酬で定時決定を行うことになる。そしてこれは当然「一時帰休による標準報酬の決定又は改定が行われ」た報酬とはならない。

したがって疑義アは、そのように解することはできない。疑義イは上記のような場合についての照会であるならばそのように決定する場合もありえる。

回答日 平成23年 2月18日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東